

## 令和6年度障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針

備前市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めます。

### 1 調達方針策定の目的

障がいのある方が地域生活での自立した生活を送るための、経済的な基盤のひとつとして就労があります。

しかしその障がいの程度や特性により一般就労が難しい方も多く、障害福祉サービス等の、いわゆる福祉的就労に携わる障がい者が多いという現状があります。そして福祉的就労の仕事の内容などでは、その対価として得る工賃は低額であるため、障がい者就労施設等で作成された物品などの売り上げを向上させることで施設等の経営基盤を充実させ、そこで仕事をする障がい者の所得向上を図ることが、自立した地域生活の一助となります。

このような観点から、備前市では障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定します。

### 2 調達方針の目標

調達方針の策定にあたっては、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、毎年度、物品、役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案します。

目標については、予算の範囲内で、前年度の実績を上回ることとします。

### 3 調達方針の推進

障がい者就労施設等への発注に関しては、市内の障がい者就労施設等が提供することが可能な物品等の調達を推進することとし、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めます。

### 4 調達推進の取組

#### （1）調達に当たっての基本的考え方

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障がい者就労施設等からの随意契約の活用も含めた調達の可能性について検討します。また、調達の実施に当たっては、市の調達に関する他の施策との調和を図るとともに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとし、

#### （2）随意契約の活用による調達

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定による随意契約（※1）において、2者以上から見積書を徴する場合には、障がい者就労施設等を含めて選定することに配慮します。

※1 予定価格が、「物品の買入れ」：80万円以下、「製造の請負」：130万円以下、「役務の提供」50万円以下の場合、随意契約ができるもの。

イ 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、上記アの理由に基づく契

約を行う以外に、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約（※2）を積極的に活用します。

※2 金額にかかわらず通常入札が必要な予定価格であっても、障がい者支援施設等との契約であれば、随意契約ができるもの。

ウ その他上記ア及びイを推進するため、可能な限り発注方法や、履行期間、発注量を考慮するよう努めます。

### （3）障がい者就労施設等への発注に当たっての配慮

各所属は、物品等の発注に当たって、障がい者就労施設等からの物品等の調達をしやすいように配慮した仕様及び納期の設定等に努めます。

### （4）障がい者就労施設等の販売機会の拡大

各所属は、イベントや関連行事等を主催する時には、障がい者就労施設等の出店ができるように場所を確保するとともに出店調整を行う等、障がい者就労施設等の販売機会の拡大に努めます。

### （5）職員による調達推進

職員は、公費負担にならない名刺をはじめとする印刷製本費や、飲食費などについて、障がい者就労施設からの可能な範囲で協力します。

## 5 障がい者就労施設等に対する情報提供

調達する物品等および調達目標については、社会福祉課は、障がい者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、各所属に情報提供を行います。

## 6 調達実績の取りまとめと公表

障害者就労施設等からの調達実績は、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、会計年度終了後に各部局室等の調達実績を取りまとめ、公表します。

## 7 その他

（1）各所属は、所管する指定管理者、委託事業の受託者及び本市が参画し補助する事業の実行委員会に対して障がい者就労施設等からの物品等の調達を働きかけます。なお、これらの者が当該物品等の調達を行った場合についても把握し、別途、調達実績を報告します。

（2）各所属は、所管する外郭団体や関係団体等に対しても優先調達法及び調達方針の周知を図り、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進するよう協力を働きかけます。

## 8 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とします。